

京都市上下水道局告示第12号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和6年5月16日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号879号 業者コード961号

大阪府東大阪市角田一丁目11-8メディアグリシーナF305号

株式会社松島水道設備

代表取締役 松島 幸雄

2 廃止年月日

令和6年4月19日

(上下水道局水道部水道管路課)